

(注1) 対象地域の「市」とは、措置要件が市、公営企業及び公社等の外郭団体の発注する工事等に関して生じた場合をいう。

(注2) 近畿圏とは、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県及び和歌山県の区域をいう。

(注3) 公共工事等とは、国、地方公共団体及びこれらの外郭団体の発注する工事等をいう。

(注4) 一般工事等とは、市発注以外の公共工事及び民間工事をいう。

(注5) 重傷者とは、全治30日以上と診断された傷害を負った者をいう。

(注6) 公共機関とは、贈賄罪が成立する全ての機関（国の機関、地方公共団体、公社、公団等）をいう。

(注7) 相当の責任の地位にある者とは、役員以外で業務に関し監督責任を有する使用人のことをいう。

(注8) 業務関連法令とは、次のものをいい、これらの業務関連法令に違反する事由があっても、公衆損害事故、工事等関係者の事故等別に措置要件で定めているものは、別表第2の6(4)による指名停止措置の対象ではない。

① 労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働者使用関連法令

② 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、騒音規制（昭和43年法律第98号）等環境保全関連法

③ 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令

(注9) 重大な違反とは、当該法令違反により監督官庁から処分を受けた場合等をいう。

(注10) 威圧的な言動、態度を行った場合とは職員等に対して暴力、又は暴力的言動・態度等の次の行為等をいう。

① 職員等に対し、暴力等により傷害を与えた場合や公共物を破損させる等の行為。

② 職員等に対し、罵声・威圧する等精神的苦痛を与える行為。

③ 職員等の個人宅へ直接、電話等により苦情等を申し出るなどの行為。

(注 11) 職員等に対し、川西市不当要求行為等対策要綱の第 2 条に定義する行為等を行うことをいう。

- ① 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図るなど、不当な要求を強要する行為。
- ② 威圧的な言動により職員等に嫌悪な情を抱かせるなど、不当な要求を強要する行為。
- ③ 正当な理由もなく面会を強要する行為。
- ④ 正当な権利行使を仮装した違法あるいは社会常識を逸脱した手段により、機関誌、図書その他の書籍の購入又は工事の計画の変更、工事中止、下請の参入若しくは不当な補償等、金銭及び権利を不当に要求する行為。
- ⑤ 正当な手続きによることなく、作為又は不作為を求める行為。
- ⑥ 職員宅へ嫌がらせの電話や自宅周辺で不当な行為をするなど、プライバシーを侵す行為。
- ⑦ その他、庁舎等の公共施設の保全及び秩序の維持並びに職員の事務事業の執行に支障を生じさせる行為。

(注 12) 悪質な事由があるときは、当該発注者に対して入札参加資格者又はその使用人が不正行為の働きかけを行った場合等をいう。